

TRIPP TRAPP 幼児用椅子事件
知財高判平成27年4月14日 (平成26年(ネ)第10063号)

平成27年12月17日

担当：小西 桃
小林 毅郎
茂木 香子

第1 議論の前提

1 応用美術の意義

実用に供されあるいは産業上利用される美的な創作物等であり、おおむね次のものをいう。

- ① 美術工芸品、装身具等実用品自体であるもの
- ② 家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの
- ③ 文鎮のひな型等量産される実用品のひな型として用いられることを目的としているもの
- ④ 染織図案等実用品の模様として利用されることを目的とするもの
→実用品そのものあるいは実用品のデザイン

2 著作権法第2条第2項

この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

→応用美術のうち、保護されるのは美術工芸品に限られるのか、それとも美術工芸品は例示に過ぎないのかの対立がある¹。

3 応用美術の保護に関する問題点

(1) 意匠法による保護との重複

実用品あるいは実用品のデザインは、従来意匠法による保護の対象とされてきたが、意匠²が著作物³にも該当するとした場合、意匠登録の価値が減殺されるおそれがある。
→意匠法による保護を受けるには登録が必要であり、また保護期間は登録の日から20年である。意匠が、登録不要かつ保護期間も長い著作権法によっても保護されるのであれば、意匠登録する必要性が低下するのではないかという懸念がある。

¹ 加戸守行「著作権法逐条講義(六訂新版)」著作権情報センター(2013)68-69頁は、「美術工芸品、すなわち壺・壁掛けなどの一品製作の手工的な美術作品に限って、応用美術作品ではあるが純粋美術あるいは鑑賞美術の作品と同視するという考え方」を採り、「産業用に大量に生産される工芸品については、美術の著作物という概念には入れず、「応用美術の領域に属する産業用の美的な作品は、美術工芸品を除いて著作物とはみなさない」という趣旨であるとする。

² 意匠(意匠法第2条第1項)：物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

³ 著作物(著作権法第2条第1項第1号)：思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(2) 実際上の不都合

実用品は身の回りにあふれているため、たとえば人物の写真を撮ろうとしても、写真の構図内にある家具や電化製品等の作者の許諾を得る必要が生じてしまう等の不都合が多々生じる。

第2 従来の裁判例

1 一品製作の美術工芸品以外のものへと著作権の保護範囲を拡げた判例

博多人形事件（長崎地佐世保支決昭和48年2月7日）：著作権保護を肯定
博多人形について、「美術工芸的価値として美術性も備わっており、量産品であることのみを理由に著作物性を否定すべきでなく、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることができない」として、美術工芸品として保護され得ると判示。

2 応用美術として保護し得る判断基準を示した判例

傾向：純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価される場合は、「美術の著作物」として著作権法の保護対象となり得る
→純粋美術と同視し得る程度の美的創作性の要件

(1) 高度な美的表現を目的とするもの

仏壇彫刻事件（神戸地姫路支判昭和54年7月9日）：著作権保護を肯定
量産されるものであっても、「高度の美的表現を目的とするもの」である限りは著作権法の保護対象となるとして、仏壇を装飾する彫刻が、著作権法の保護対象となる著作物に該当すると判示。

(2) 美の表現を追求して制作されたもの

アメリカTシャツ事件（東京地判昭和56年4月20日）：著作権保護を肯定
客観的、外形的にみて、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められ、絵画、彫刻等の純粋美術と同視しうるものは美術の著作物として保護し得ると判示。

(3) 実用目的の部分と分離した美的表現が独立した美的鑑賞物となるもの

佐賀錦袋帯事件（京都地判平成元年6月15日）：著作権保護を否定
純粋美術としての性質をも有するか否かの判断基準は、「対象物を客観的にみてそれが実用性の面を離れ一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるものか否かの観点から」行われるべきである。本件の袋帯の図柄は、「帯の図柄としてはそれなりの獨創性を有する」が、「帯の実用性の面を離れてもなお一つの完結した美術作品として美的鑑賞の対象となりうるほどのものとは認め難いと判示。

第3 本件判決

1 訴訟の当事者

- ・ 控訴人 : ノルウェー法人である、ピーター・オプスヴィック・エイエス及びストック・エイエス。
- ・ 被控訴人 : 各種育児用用品、家具の販売等を目的とする、日本法人である株式会社カトージ。

2 訴訟の概要

控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人が製造、販売する幼児用の椅子の形態が、控訴人らの製造等に係る製品の形態的特徴に類似しており、被控訴人による製造等の行為は、以下に掲げる事項に該当するとして、被控訴人製品の製造、販売等の差止及び破棄並びに損害賠償等を求め、控訴した事案である。

- ① 控訴人オプスヴィック社の有する控訴人製品の著作権及び同著作権について控訴人ストック社の有する独占的利用権を侵害する。
- ② 周知又は著名な商品等表示に該当する控訴人製品の形態的特徴と類似する商品等表示を使用して被控訴人製品を譲渡等する行為は、不正競争防止法で定める周知表示混同惹起行為又は著名表示冒用行為に該当する。
- ③ 被控訴人の行為は、上記の事項に該当しないとしても、控訴人等の信用等を侵害するとして、一般不法行為が成立する。

3 原審（東京地方裁判所平成26年4月17日）の判断

(1) 著作権侵害（及び独占的利用権）の有無について

原告製品が工業的に大量生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから、応用美術の範囲に属するものである。したがって、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象と成り得るような美術的創作性を備えていることを要する。しかし、本件においては、原告製品の形態を特徴付ける部材の形状等の構成も、実用的な機能を離れて見た場合に美的鑑賞の対象と成り得るような美的創作性を備えているとは認めがたく、原告らの著作権又はその独占利用権の侵害に基づく請求は理由がない。

(2) 不正競争防止法第2条第1項第1号への該当性等について

原告製品の形態的特徴は従来の椅子には見られない顕著な形態的特徴を有していることから、周知性のある商品等表示にはあたるものの、原告製品と被告製品とは重要な点で相違するから、取引者又は需要者が両形態の外観に基づく印象等を考慮しても類似のものとして受け取るおそれがあるとは認められない。また、第2号の著名な商品等表示及び一般不法行為上の違法性についても該当しない。

4 争点に対する双方の主張

(1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無について

ア 控訴人製品の著作物性の有無

<控訴人>

- ① 控訴人製品の全体的な形状は、数々のデザイン賞を受賞するなど、一定の美的感覚を備えた一般人を基準としても純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を備えており、「美術の著作物」に該当する。(原審の主張)
- ② 日本は、応用美術の著作物を保護の対象としているベルヌ条約加盟国であるから、控訴人製品は、日本の著作権法上、応用美術として保護されるべきである。(原審の主張)
- ③ 応用美術について、著作物性が認められるためには通常よりも高度の創作性が必要であると考えることは相当ではなく、それ以外の美術の著作物と同程度の創作性、すなわち、表現者の個性が何らかの形で表れていることが認められれば、著作物性が肯定されるべきである。
- ④ 著作権法上、応用美術につき、著作物として保護されるためには「美的鑑賞の対象と成り得るような美的創作性」を要する旨を定めた規定は存在しない。
- ⑤ 意匠法との関係についても、応用美術を著作物として著作権法の保護対象とすると、直ちに意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが減殺されるとはいえない。
- ⑥ ある客体が、著作権法及び意匠法の保護要件を満たす場合は、これらのいずれの法律の趣旨にも適合しているといえるため、両法による重複的保護が与えられるべきである。

<被控訴人>

- ① 応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象と成り得るような美的創作性を備えていることを要する。
- ② 重複適用を認めると、存続期間を短く定めた意匠法の趣旨が没却されることになり、また意匠権は経済財であり、重複適用を認めることは、事実上、意匠権に人格権を認めたのに近い状況が生じ、経済財としての流通・利用にとって好ましくない。
- ③ 現行の著作権法の立法過程において、応用美術の保護の在り方につき、意匠権とのすみ分けの必要性を強く意識して検討されたという経緯がある。
- ④ 純粋美術が何らの制約を受けることなく美を表現するために創作されるのに対して、応用美術は、実用目的又は産業上の利用目的という制約の下で創作されることから、その制作、流通の実情を考慮して意匠法的に保護するというのが、創作法の基本的な考え方である。
- ⑤ 著作権は、創作のみによって発生し、公示制度は存在しないこと、著作権には、長期の保護期間が認められていること、著作者人格権等の支分権が存在することなどから、応用美術に著作権法上の保護を付与すれば、当該応用美術の利用、流通が妨げられる。したがって、応用美術については、そのような利用、流通に係

る支障を甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、著作物性を認めるべきである。

- ⑥ 控訴人らの主張によれば、美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになり、結果として、美的創作性に乏しい作品につき、著作権や著作者人格権が不必要に長期間にわたり存続すること、大量生産により社会に流通することから、著作権の氾濫という事態を招来する。
- ⑦ 控訴人製品は、量産を前提とした実用品であり、そのデザインも、人間工学又は機能性に基づく形態を有しており、実用面及び機能面を離れて、それ自体、完結した美術品として、専ら美的鑑賞の対象とされるものではない。

イ 侵害の有無

<控訴人>

被控訴人製品は、全体的な印象において控訴人製品と共通しており、控訴人製品に依拠し、かつ、その表現形式上の本質的な特徴を直接感得できるものといえる。したがって、控訴人の著作権を侵害している。

<被控訴人>

- ① 控訴人製品の形態的特徴を有する箇所は、椅子の必須の基本的構成である脚部の形状に関するものであるから、創作性が認められる部分は限定的に解すべきである。
- ② 仮に控訴人製品の著作物性が肯定されても、被控訴人製品の製造等は、控訴人製品に係る著作権を侵害せず、その独占的利用権も侵害しない。

(2) 不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為該当性の有無について

ア 控訴人製品に係る「商品等表示」に該当する形態

<控訴人>

- ① 控訴人製品は、子供の成長に合わせた調整機能に加え、それを可能にするために考案された独創的かつ特徴的な形態（製作当時の同種の製品には見られない特異な形態的特徴）にある。（原審の主張）
- ② 控訴人製品が有する形態は、控訴人製品を他の同種製品と識別し得る顕著な形態的特徴といえ、控訴人らの「商品等表示」に該当する。

<被控訴人>

- ① 日本において市販されている椅子には、構造の一部において控訴人製品と共通するものが存在する。
- ② 控訴人製品自体、特異な形状を有するものではない以上、控訴人製品の形態的特徴は、出所表示機能を果たしえない。

イ 控訴人製品に係る「商品等表示」の周知性の有無

<控訴人>

控訴人製品は、昭和 49 年の販売開始以来、多数の家具、インテリア雑誌、幼児保育雑誌等を中心に大きく取り上げられ、また、販売等による宣伝・広告を行っていることから、控訴人らの商品等表示として周知されていたものと認められる。

<被控訴人>

争う。

ウ 控訴人製品に係る「商品等表示」の形態と被控訴人製品の形態の類似性の有無

<控訴人>

取引者又は需要者は、控訴人製品と被控訴人製品の各形態の外観に基づく印象、記憶、連想等から、両者を全体的に類似のものとして受け取るものであり、両製品の間には類似性が認められる。

<被控訴人>

控訴人製品が直線を基調とした部材で構成されているのに対し、被控訴人製品を形成する個々の部材は丸みを帯びているなど、控訴人製品とは大きく異なるものである。

エ 「混同を生じさせる行為」該当性の有無

<控訴人>

被控訴人製品の形態は、控訴人製品に係る「商品等表示」に該当する形態的特徴に類似することから、控訴人製品と混同を生じさせる行為に該当する。

<被控訴人>

主要な特徴部分につき、控訴人製品と大きく異なる（非類似である）ことに加え、育児雑誌の特集記事等では明確に区別されて紹介されていることから、混同を生じさせる行為には該当しない。

(3) 不競法2条1項2号の不正競争行為該当性の有無

<控訴人>

控訴人製品の形態的特徴は、「商品等表示」として、遅くとも平成18年2月頃から、少なくとも「著名」なものであったといえる。

<被控訴人>

被控訴人製品は、控訴人製品と非類似であるから、該当しない。

(4) 一般不法行為の成否

<控訴人>

被控訴人による被控訴人製品の販売等の行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する控訴人らの営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する。

<被控訴人>

- ① 形態において全く類似しておらず、両製品について出所混同は生じていない。
- ② 控訴人製品の形態を故意に模倣することはあり得ず、著しく不公正な手段を用いて控訴人らの法的保護に値する営業活動上の利益を侵害した事実もない。
- ③ 上記より、被控訴人による被控訴人製品の販売等の行為につき、一般不法行為は整理しない。

5 裁判所の判断

(1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無について

<結論>

以下の理由により、被控訴人製品は、控訴人製品との類似性が認められるが、脚部の本数に係る相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。以上から、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。したがって、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストック社の独占的利用権のいずれも、侵害するものとはいえないとした。

<理由>

- ① 著作権法の目的に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは相当ではない。
- ② 著作権法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物の要件を満たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解されるから、控訴人製品も著作物性の要件を満たせば、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。
- ③ 「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。
- ④ 応用美術は、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準（「美的」という観点）を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。
- ⑤ 控訴人製品の形態的特徴は、1)「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、2)「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。
- ⑥ 実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されること、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えすることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。
- ⑦ 「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何ををもって「美」ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。

- ⑧ 著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり（著作権法1条、意匠法1条）、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。
- ⑨ 著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し（著作権法51条1項）、意匠権は、設定の登録により発生し（意匠法20条1項）、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。
- ⑩ 応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。かえって応用美術につき著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。
- ⑪ 応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。
- ⑫ 著作物性が認められる応用美術は、まず「美術の著作物」であることが前提である上、その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまるのが通常であって、被控訴人主張に係る乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。
- ⑬ 控訴人オプスヴィック社は、昭和47年頃、控訴人オプスヴィック社代表者から、控訴人製品の著作権を譲り受け、控訴人ストック社に対し、同著作権の独占的利用を許諾したことが認められる。したがって、控訴人オプスヴィック社は、控訴人製品の著作権を有し、控訴人ストック社は、同著作権の独占的利用権を有する。
- ⑭ （控訴人製品は前記⑤の点において、）著作物性が認められるところ、被控訴人製品は、いずれも4本脚であるから、控訴人製品と相違することは明らかである。…脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。

(2) 不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為該当性の有無について

<結論>

控訴人製品は、被控訴人が被控訴人製品 3 の製造、販売を始めた平成 18 年 2 月頃までには、控訴人らの出所を表示するものとして周知されるに至ったものと認められる。したがって、控訴人製品は、平成 18 年 2 月頃までには、控訴人らの「商品等表示」に該当するに至ったものといえることができる。しかし、控訴人製品の商品等表示に当たる、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点と、被控訴人製品の形態との間に類似性を認めることはできないから、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売等の行為が、「混同を生じさせる行為」に該当する余地はないとした。

(3) 不競法 2 条 1 項 2 号の不正競争行為該当性の有無について

<結論>

控訴人製品の商品等表示に当たる、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点と、被控訴人製品の形態との間に類似性を認めることはできないから、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売等の行為は、不競法 2 条 1 項 2 号の不正競争行為に該当しないことは明らかであるとした。

(4) 一般不法行為の成否について

<結論>

被控訴人製品は、控訴人製品を模倣したものとは認められず、被控訴人製品の販売等の行為が、控訴人製品と混同を生じさせる行為ということもできないから、一般不法行為が成立しないのは明らかであるとした。

第4 本日のディスカッションポイント

1 応用美術は著作権法により保護されるべきか

(1) 意匠法との調整

- ・ 意匠法による保護と著作権法による保護の違い（登録の要否、保護期間、依拠性の要否等）
- ・ 調整の要否

(2) 実際上の不都合との調整

- ・ 具体的に生じる不都合とは何か
- ・ 大量生産されている他の著作物との違いはあるか

2 保護にあたって特段の要件が必要か

(1) 高度の美的表現を目的とする、あるいは美の表現を追求して制作されたもののみを保護する説

＜根拠＞上記1 (1) 及び(2)

＜反論＞他の著作物では創作性の判断につき段階は設けられていない

(2) 実用目的の部分と分離可能な部分につき保護を認める説

＜根拠＞実用目的の部分にまで権利を認めると権利の範囲が広すぎる

＜反論＞分離して判断することが常に可能か不明

(3) 特段の要件を不要とする説

＜根拠＞著作権法は創作性の判断につき段階を設けていない

＜反論＞上記1 (1) 及び(2)

3 類似性をどのように判断するか

(1) 一元論

原告著作物と被告著作物に創作的表現の共通性があると評価できる場合は、そのみで類似性を肯定する。

(2) 全体比較論⁴

原告著作物と被告著作物の創作的表現の共通性のみでなく、著作物全体を観察して類似性を判断する。

⁴ 知財高判平成24年8月8日(判時2165号42頁):著作物の創作的表現は、様々な創作的要素が集積して成り立っているものであるから、原告作品と被告作品の共通部分が表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを判断する際に、その構成要素を分析し、それぞれについて、表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを検討することは、有益であり、かつ必要なことであって、その上で、作品全体又は侵害が主張されている部分全体について、表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを判断することは、正当な判断手法といえることができる。

本件において、魚の引き寄せ画面全体についてみると、被告作品においては原告作品にない画面やアニメーションの表示が存在することや、水中が描かれた部分の輪郭が異なり、そのため、同心円が占める大きさや位置関係が異なること、同心円の大きさ、配色及び中心の円の部分の図柄の変化、魚影の描き方及び魚影と同心円との前後関係等の具体的表現が異なっていることにより、これに接する者が魚の引き寄せ画面全体から受ける印象を異ならせるものである。